目 次

告 示

○游漁規則の一部変更の認可

高知県告示第318号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、 奈半利川淡水漁業協同組合内共第504号第五種共同漁業権遊漁規 則、芸陽漁業協同組合内共第507号第五種共同漁業権遊漁規則及 び鏡川漁業協同組合内共第512号第五種共同漁業権遊漁規則の一 部変更を平成25年4月30日に次のとおり認可した。

平成25年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 奈半利川淡水漁業協同組合 内共第504号 第五種共同漁業 権游漁規則
- (1) 漁業権者の名称及び住所

奈半利川淡水漁業協同組合 安芸郡奈半利町字ナカズ後乙 1419番地10

(2) 漁業権の免許番号

内共第504号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第2条第1項及び第2項中「遊漁しようとする」を「遊漁 をしようとする」に改める。

第3条中「遊漁してはならない」を「遊漁をしてはならな い」に改める。

第4条第3項中「遊漁してはならない」を「遊漁をしては ならない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種 をイ欄に掲げる漁具漁法により、ウ欄の区域内においてエ 欄の期間中遊漁をすることができる。ただし、遊漁をした 当該魚種は、放流しなければならない。

ア魚種	イ漁具漁法	ウ 区域	工 期間
あまご	フライ (毛針づり)及びルアーベ	野川川ダム下流 端から野川橋上 流端までの区域	10月1日午前6 時から翌年の2 月末日午後6時

|まで

第6条第1項中「及び第3項の表」を「並びに第3項の表 及び第5項の表」に改め、同条第3項中「遊漁する」を「遊 漁をする」に改め、同条第4項中「の他に」を「のほかに」 に改め、同条に次の1項を加える。

5 第4条第4項の規定により遊漁をする場合の特別遊漁料 は、次の表のとおりとする。

特別遊漁料(1日)	特別遊漁料(1期間)
1,000円	3,000円

附則として次のように加える。

この遊漁規則は、平成25年6月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成25年6月1日

- 2 芸陽漁業協同組合 内共第507号 第五種共同漁業権遊漁規
- (1) 漁業権者の名称及び住所

芸陽漁業協同組合 安芸市川北甲943番地10

(2) 漁業権の免許番号

内共第507号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第2条第1項及び第2項中「遊漁しようとする」を「遊漁 をしようとする」に改める。

第3条第1項中「遊漁してはならない」を「遊漁をしては ならない」に改める。

第4条第2項ただし書中「10月1日から10月15日まで及び 12月1日から12月31日まで」を「12月1日から同月31日ま で」に改め、同項の表中

	安芸川及び伊 尾木川中古井 西の川ダムえ ん堤から下流 の区域	8月15日午前5 時から9月30日 午後5時30分ま で	
えさづり	伊尾木川中古 井西の川ダム えん堤から上 流アミョウジ えん堤までの 区域	8月15日午前5 時から12月31日 午後5時まで	

	徒手採捕 ぎじづり	安芸川及び伊 尾木川中古井 西の川ダムえ ん堤から下流 の区域	6月1日午前5 時から9月30日 午後5時30分ま で
	友づり	伊尾木川中古 井西の川ダム えん堤から上 流の区域	7月1日午前5 時から12月31日 午後5時まで
t id	すくい網	安芸川全域	8月1日午前5 時から9月30日 午後5時30分ま で
あゆ	よこがけ	安芸川及び伊 尾木川。ただ し、伊尾木川 中古井西の川 ダムえん堤か ら上流の区域 を除く。	8月1日午前5 時から9月30日 午後5時30分ま で
	と網	安芸川及び伊 尾木川。ただ し、伊尾木川 中古井西の川 ダムえん堤か ら上流の区域 を除く。	8月1日午前5 時から9月30日 午後5時30分ま で
	玉がけ	安芸川。ただし畑タ東大流の橋が出まが、大学ではいかが、大学ではいかが、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では	9月1日午前5 時から9月30日 午後5時30分ま で

	Г				
号外第30号			えさづり	安芸川及び伊 尾木川中古井 西の川ダムえ ん堤から下流 の区域	8月15日午前5 時から10月15日 午後5時30分ま で。ただし、 芸川中流の上 が多下で。 大本春区 が伊尾本が が伊尾が、 の区域 の区午 の区午 のの 分まで。 のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの
				伊尾木川中古 井西の川ダム えん堤から上 流の区域	8月15日午前5 時から12月31日 午後5時まで
高 知 県 公 報			徒手採捕 ぎじづり 友づり	安芸川及び伊 尾木川中古井 西の川ダムえ ん堤から下流 の区域	6月1日午前5 時から10月15日 午後5時30分ま で。ただ春日で。た春日本の 以中市流の が伊尾木川中下 の区域 の区年後5時30 分までとする。
Н)				伊尾木川中古 井西の川ダム えん堤から上 流の区域	7月1日午前5 時から12月31日 午後5時まで
平成25年4月30日(火曜 		あゆ	すくい網	安芸、は、大学を表し、ないでは、大学を表し、ないでは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学を	8月1日午前5 時から10月15日 午後5時30分ま で。ただし、春 日橋から下流の 区域は、9月30 日午後5時30分 までとする。

安芸川田が古井 西の川がら下でといって 安芸川田がら おりまで で		<.	
安芸川及び伊 尾木川中古井 西の川がら下流 の区域。ただ し、安立が中 畑山堂が敵桑 と網 と網 と網 を	よこがけ	尾木川中古井 西の川ダムえ ん堤から下流	o 日 1 日左前 5
し、畑山堂ケ 畝桑ケタビえ ん堤上流端か ら下流の枯井 谷つり橋まで の区域及び栃	と網	尾木川川か域を堂と、山畑ケ大流の橋及区、山タ流の橋及では端枯まびらたが井で長下まがら橋でいる橋がのでは、山水が、地球が、地域が、地域が、地域が、地域が、地域が、地域が、地域が、地域が、地域が、地域	時から10月15日 午後5時30分ま で。ただし、安 芸川中春日橋か ら下流の区域及 び伊尾木川中有 ノ木橋から下流 の区域は、9月 30日午後5時30
下流の区域を除く。	玉がけ	し、畑山堂ケ 畝桑ケラニュ ん場上流端 いち下流の枯井 谷つり域及の木ぜきから 下流の区域を	時から10月15日 午後 5 時30分ま

に改める。

第4条第3項中「遊漁してはならない」を「遊漁をしては ならない」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第2項の規定にかかわらず、あゆ漁業のと網については、8月1日から10月14日までの間は、午後7時から翌日の午前5時まで遊漁を禁止する。ただし、同項ただし書の規定に基づき遊漁の期間を延長した場合にあっては、12月1日から同月30日までの間は、午後5時から翌日の午前6時30分まで遊漁を禁止する。

第5条第2項の表を次のように改める。

75歳以上の者	1年遊漁料 3,000円
肢体不自由者	1年遊漁料 2,000円
中学生以下の者 組合が特に承認を与えた者	無料

附則として次のように加える。

この遊漁規則は、高知県知事の認可があった日(平成25年 4月30日)から施行する。

- 3 鏡川漁業協同組合 内共第512号 第五種共同漁業権遊漁規 訓
- (1) 漁業権者の名称及び住所

鏡川漁業協同組合 高知市鏡川町字カツラ原104番地2

- (2) 漁業権の免許番号 内共第512号
- (3) 遊漁規則の変更の内容

第2条中「ともづり」を「友づり」に、「と網、なげ網、すくい網、大正網、金突」を「すくい網、金突(つんがけを含む。)、玉がけ」に、「かにかご」を「かに籠」に、「遊漁しようとする」を「遊漁をしようとする」に改め、同条に次の2項を加える。

2 この漁場の区域内で、次の表に掲げる漁具漁法によって 遊漁をしようとする者は、あらかじめその内容を記載した 遊漁承認申請書を提出して、組合の承認を受けなければな らない。

漁業の名称	漁具漁法
あゆ漁業こい漁業	と網 なげ網 大正網

3 前項の承認を受けた者は、第6条第3項に規定する特別 遊漁料を納付しなければならない。

第3条中「前条」を「前条第1項及び第2項」に、「遊漁 してはならない」を「遊漁をしてはならない」に改める。 第4条第1項中「担境でかければ」を「担境又け方法でか

第4条第1項中「規模でなければ」を「規模又は方法でなければ」に改め、同項の表を次のように改める。

漁具漁法	規模又は方法
友づり	ハリスの長さは20センチメートル以下と し、使用することができるハリの総数は4

0

1	L 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	本以下とする。
ぎじづり	ぎじバリ以外のハリの使用を禁止する。
えさづり	赤アミ、川アミ、集魚剤、あゆ養殖用餌料 及びアンドンの使用を禁止する。
しゃくり漁	6月1日から7月31日までの間は、顔面に 密着する箱ビンの使用を禁止する。
玉がけ	ハリの総数は、4本以下とし、直径4セン チメートル以下のイカリバリとする。
かに籠	縦横高さを加算した寸法が150センチメートル以下のもの3個以内とし、籠ごとに組合が発行する漁具標識を付けること。
と網	網口周囲は37.5メートル以下とし、網目は28ミリメートル以上(12節以下)とする。ただし、しゃくり漁、金突(つんがけを含む。)又は玉がけとの併用並びに朝倉ぜきから上流における船の使用及び朝倉ぜきから柳原橋までの船外機の使用を禁止する。
なげ網	高さは75センチメートル以下、浮子側の長さは26メートル以下とし、網目は28ミリメートル以上(12節以下)とする。ただし、しゃくり漁、金突(つんがけを含む。)又は玉がけとの併用並びに朝倉ぜきから上流における船の使用及び朝倉ぜきから柳原橋までの船外機の使用を禁止する。
大正網	高さは75センチメートル以下、浮子側の長さは10メートル以下とし、網目は28ミリメートル以上(12節以下)とする。ただし、しゃくり漁、金突(つんがけを含む。)又は玉がけとの併用並びに朝倉ぜきから上流における船の使用及び朝倉ぜきから柳原橋までの船外機の使用を禁止する。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、あゆを対象とする遊漁については、鏡多目的えん堤から弘瀬橋までの区域にあっては9月16日から12月31日までの期間、廓中ぜき下から下流の区域にあっては同月1日から同月31日までの期間において、産卵保護のために

遊漁禁止区域を定めたとき(当該遊漁禁止区域については、組合が標識により標示する。)は、当該遊漁をしてはならない。

第4条第2項の表を次のように改める。

第 4 条第	第2項の表をど	欠のように改める。						
ア魚種	イ漁具漁法 友づり	ウ 区域 鏡多目的えん堤 から下流の区域。ただし、支 流吉原川中小川 口合流点上流標 識から上流の区域を除く。	エ 期間 6月1日から10 月15日まで及び 12月1日から同 月31日までと し、日没から日 の出までの間 は、禁止する。 7月1日から10				支流吉原川中小川 標識からただから を域。ただからまでのメギノえ域の淵地 となったがからまでがいたがいたがいたがいたがいたがいたがいたがいたがいたがいたがいたがいたがいたが	7月1日から10 月15日まで及び 12月1日から同 月31日までと し、日没から日 の出までの間 は、禁止する。
	だりが だりでが では では では では だれ網	支流吉原川中小 川口合流点上流 標識から上流の 区域	月15日まで及び 12月1日から同 月31日までと し、日没から日 の出までの間 は、禁止する。	拔	あゆ	しゃくり漁 玉がけ と網 なげ網	(ハ)増かる マヤノー	8月1日から10 月15日まで及び
		鏡多目的えん堤 から上流の区域	7月1日から12 月31日までと し、日没から日 の出までの間 は、禁止する。				域並びにジャド ウの淵、支流的 渕川中畑川ぜき からシマダぜき までの区域並び に牛鬼下流標識	12月1日から同 月31日までと し、日没から日 の出までの間 は、禁止する。
	えさづり	カジヤ下から下 流の区域。ただ し、廓中ぜき下 及び真土場を除 く。					から城の平橋までの区域 鏡多目的えん堤から上流の区域。ただし、鏡川本流中東川川との合流点から	7月1日から1 月31日までと し、日没からF
		鏡多目的えん堤 から下流の区 域。ただし、鏡 多目的えん堤か					重倉川との合流点までの区域を除く。	の出までの間は、禁止する。
		ら城の平橋まで の区域(支流吉 原川を含む。) 並びに天ヶ滝、	月31日までと し、日没から日				鏡川本流中東川 川との合流点か ら重倉川との合 流点までの区域	9月16日から15 月31日までと し、日没から日 の出までの間

m

大渕、廓中ぜき | は、禁止する。

下及び真土場を

除く。

恒

				は、禁止する。			流点までの区域 並びに天ヶ滝及	は、禁止する。
			江の口ぜきから 上流の区域。た だし、鏡川本流 中鏡多目的えん 堤から牛鬼まで			金突	び大渕並びに支流吉原川中小川口合流点を除く。	
•		金突 (つんがけを含	の区域及び東川 川との合流点から重倉川との合 流点までの区域 並びに天ヶ滝及 び大渕並びに支	8月1日から10 月15日までと し、日没から日 の出までの間 は、禁止する。			鏡川本流中東川 川との合流点から重倉川との合 流点までの区域	9月16日から10 月15日までと し、日没から日 の出までの間 は、禁止する。
		t.)	流吉原川中小川口合流点を除く。	0 816 0 % 6 10		すくい網 さお漁 と網 なげ網	内共第512号第 五種共同漁業権 に定められた全 区域	1月1日から12月31日までとし、日没から日の出までの間は、######
1			鏡川本流中東川 川との合流点から重倉川との合 流点までの区域	9月16日から10月15日までとし、日没から日の出までの間は、禁止する。			江の口えん堤か ら上流の区域。 ただし、鏡川本 流中鏡多目的え	は、禁止する。
		大正網	江の口ぜきから 牛鬼下流標識ま での区域。ただ し、天ヶ滝及び 大渕を除く。	8月1日から10 月15日までと し、日没から日 の出までの間 は、禁止する。	こい		ん堤から牛鬼までの区域及び東川川との合流点 から重倉川との 合流点までの区域並びに天ヶ滝	8月1日から10月15日までとし、日没から日の出までの間は、禁止する。
		すくい網 ひごづり さお漁 は具 うなぎうえ	内共第512号第 五種共同漁業権 に定められた全 区域	3月1日から10 月15日まで		金突	吸业のに天ヶ福 及び大渕並びに 支流吉原川中小 川口合流点を除 く。	
		はえなわ 石ぐろ	江の口ぜきから 上流の区域。た				鏡川本流中東川 川との合流点から重倉川との合 流点までの区域	9月16日から10 月15日までと し、日没から日 の出までの間 は、禁止する。
-	うなぎ		だし、鏡川本流 中鏡多目的えん 堤から牛鬼まで の区域及び東川 川との合流点か ら重倉川との合	8月1日から10 月15日までと し、日没から日 の出までの間	あまご	さお漁	内共第512号第 五種共同漁業権 に定められた全	3月1日から9 月30日までと し、日没から日 の出までの間 は、禁止する。

		区域	
もくず	かに籠		8月1日から11
がに	徒手採捕		月30日まで

第4条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種を イ欄に掲げる区域内においてウ欄に掲げる期間遊漁をして はならない。

ア魚種	イ 区域	ウ 期間	
	鏡多目的用えん堤上 流端から下流306メ ートルの区域		
	朝倉ぜき上流端から 上流15メートルの区 域及び下流30メート ルの区域	1月1日から12月31 日まで	
あゆ あまご こい うなぎ もくずがに	江の口ぜき上流端から上流15メートルの 区域及び下流33メートルの区域		
6 \ 9 1/4/2	鏡川ぜき上流端から 上流15メートルの区 域及び下流30メート ルの区域		
	廓中ぜき上流端から 上流15メートルの区 域及び下流30メート ルの区域		

第5条の表を次のように改める。

名称	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下

あまご	全長10センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

第6条第1項中「第2条に掲げる」を「第2条第1項及び 第2項に規定する」に、「高知市鏡川町字カツラ原104番地 6」を「高知市鏡川町字カツラ原104番地2」に、「次の表 のとおり」を「、次の表のとおり」に、「附加して」を「付 加して」に改め、同項の表を次のように改める。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1 年遊漁料
	友づり きじづり えさづり 徒手採捕	3,000円	
あゆ	しゃくり漁 すくい網 金突(つん がけを含 む。) 玉がけ		
うなぎ	すくい網 金突 ひざお漁 は具 ぎなな はえなな 石ぐろ	なし	6, 000円
	金突		
こい	すくい網さお漁	3,000円	
あまご	さお漁		
もくずがに	徒手採捕 かに籠	なし	

第6条第2項の表を次のように改める。

肢体不自由者 70歳以上の者 高校生	1年遊漁料 3,000円
中学生以下の者	無料

第6条第3項中「及び70歳以上の者の遊漁料は」を「、70 歳以上の者及び高校生の遊漁料はかに籠、」に、「、大正網 及びかにかご」を「及び大正網」に改め、同条第4項を次の ように改める。

4 第2条第2項に規定する遊漁をする場合の特別遊漁料 は、次の表のとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料 (1年遊漁料)
oゆ い	と網 なげ網 大正網	7,000円

第6条に次の6項を加える。

- 5 前項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1 項に規定する遊漁をすることができる。
- 6 第4項に規定する特別遊漁料の納付場所については、鏡 川漁業協同組合事務所又は組合が指定する場所とする。
- 7 第1項、第2項及び第4項に規定する遊漁料及び特別遊 漁料の1年とは、6月1日から翌年の5月31日までの期間 とする。
- 8 第1項、第2項及び第4項に規定する遊漁料及び特別遊 漁料のほかに、かに籠1個につき500円の漁具標識代を別 途徴収する。
- 9 船を使用する網漁については、第1項、第2項及び第4 項に規定する遊漁料及び特別遊漁料に、1隻につき2,000 円を付加する。
- 10 資源の保護増殖のための調査研究又は漁業振興のための イベントに係る者については、組合は、第1項、第2項、 第4項及び前2項に規定する遊漁料、特別遊漁料及び漁具 標識代を減免することができる。

第7条第1項中「第2条に規定する遊漁料」を「第2条第 1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁 料」に改め、同条第2項中「第2条」を「第2条第1項及び 第2項 に改め、同条第3項中「携行しなければ」を「確認 しやすい位置に装着しなければ」に改める。

第8条第2項中「攪はんしてはならない」を「かくはんし てはならない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わな

ければならない。

第9条第2項中「漁場監視員証」を「、漁場監視員証」 に、「腕章をつける」を「腕章又は帽子を付ける」に改め

附則として次のように加える。

この遊漁規則は、平成25年5月1日から施行する。

(4) 変更後の游漁規則の施行の日

平成25年5月1日